

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程募集要項

福島県立郡山高等学校
〒963-0201 郡山市大槻町字上篠林3番地
電話 024-951-0215

1 募集定員

- (1) 全日制の課程・普通科 200名から、前期選抜、後期選抜の合格者を除いた数
- (2) 全日制の課程・英語科 40名から、前期選抜、後期選抜の合格者を除いた数

2 出願資格

新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の不合格者、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 併願の取扱い

- (1) 同一人が同時に二つ以上の高等学校に出願することは認めない。
- (2) 本校の英語科を志願する者については、県中学区、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の普通科において新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程を実施する場合にのみ、本校の普通科を第二志望とすることを認める。

5 出願期間

令和3年3月24日(水)

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、午後4時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められた場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

6 出願手続き及び提出書類

次の(1)～(5)の書類を高校教育課ホームページからダウンロードして使用し、3月24日(水)までに中学校長を通して、本校校長へ提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込以外の者は、直接本校校長へ提出する。本校校長は、受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票」を交付する。

(1) 入学願書

前期選抜、連携型選抜又は後期選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜、連携型選抜又は後期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

(2) インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願

追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入する。

(3) 調査書

ただし、年齢20才以上の者については、提出を免除する。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票

志願者が、中学校名、志願者氏名及び志願学科を記入する。

(5) 入学検定料納付済証明書用紙

新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程において入学検定料を納付する者のみが提出する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出書類の様式等については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜要綱」に記されているとおりとする。ただし、提出期間は令和3年3月24日(水)午前9時から午後4時までとする。

8 選抜方法等

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。全体の満点は235点とし、内訳は以下の表のとおりとする。

学 科	調 査 書	面 接	そ の 他
普通科 及び 英語科	「各教科の学習の記録」は135点満点とする。 「特別活動等の記録」等は、点数化しないが内容については精査する。	個人面接を実施する。 面接については、段階評価する。	小論文を実施する。 課題文を読み、論理的・客観的に自分の考えを述べる。 小論文については点数化し、100点満点とする。

9 小論文・面接及び持参物等

- (1) 日 程：令和3年3月25日（木）
 - ① 集 合 午前 8：50
 - ② 小 論 文 午前 9：30 ～ 午前 10：30
 - ③ 面 接 午前 10：50 ～
- (2) 会 場：福島県立郡山高等学校
- (3) 持参物：① 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票
上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム。
ただし、下敷、各辺の長さの比が印字された三角定規、分度器（直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等を含む）、和歌・格言・英単語等の表記のあるものは使用できない。
② 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

10 合格者発表

- (1) 令和3年3月26日（金）午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引換えに合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

11 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

9 その他

- (1) 不明な点は、本校に問い合わせること。